酒田山形地方法務局支地
十平成二十二年十月二十七日
務のを階建図在る図地、図、交証平物地、図図、面地、図建付明面図役地、権積士に物にし図面権積士に測地準所係たの及び図測地準所る書内び面、量所ず在事類容各、量所ず在

新庄山形地方法務局支地
十平成二十二年十月二十七日
務のを階建図在る図地、図、交証平物地、図図、面地、図建付明面図役地、権積士に物にし図面権積士に測地準所係たの及び図測地準所る書内び面、量所ず在事類容各、量所ず在

山形地方法務局
十平成二十二年十月二十七日
務のを階建図在る図地、図、交証平物地、図図、面地、図建付明面図役地、権積士に物にし図面権積士に測地準所係たの及び図測地準所る書内び面、量所ず在事類容各、量所ず在

須賀川出張所福島地方法務局
十平成二十二年十月二十七日
務のを階建図在る図地、図、交証平物地、図図、面地、図建付明面図役地、権積士に物にし図面権積士に測地準所係たの及び図測地準所る書内び面、量所ず在事類容各、量所ず在

白河支局福島地方法務局
十平成二十二年十月二十七日
務のを階建図在る図地、図、交証平物地、図図、面地、図建付明面図役地、権積士に物にし図面権積士に測地準所係たの及び図測地準所る書内び面、量所ず在事類容各、量所ず在

盛岡地方法務局
十平成二十二年十月二十七日
務のを階建図在る図地、図、交証平物地、図図、面地、図建付明面図役地、権積士に物にし図面権積士に測地準所係たの及び図測地準所る書内び面、量所ず在事類容各、量所ず在

弘前支局青森地方法務局
十平成二十二年十月二十七日
務のを階建図在る図地、図、交証平物地、図図、面地、図建付明面図役地、権積士に物にし図面権積士に測地準所係たの及び図測地準所る書内び面、量所ず在事類容各、量所ず在

○国土交通省告示第千二百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川利根川水系湯西川ダム建設工事

第３　起業地

１　収用の部分　栃木県日光市西川字高瀬、字穴田、字カツロウ、字タフリ、字明神ケ岳、字横瀬及び字一ツ石並びに湯西川字龍ケ窪、字萱刈窪、字フリウギ、字サカシ、字長沢ミネ、字長沢、字新城畑、字平沢、字サンタラ窪、字引張、字井戸沢、字白砂、字下高窪、字下ノ沢、字山口、字川戸、字川戸平、字道上、字通上、字川戸向、字前沢、字御殿向、字鳥居戸、字ウツルギ沢、字以多徳利、字木ノ沢及び字山越地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、栃木県日光市西川地内及び湯西川地内に施行する「一級河川利根川水系湯西川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダムに関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件事業は同条第２項に基づく指定区間内に含まれていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川利根川水系利根川（以下「利根川」という。）の左支川である鬼怒川は、栃木県日光市の鬼怒沼に源を発し、川俣ダム及び川治ダムを経て、日光市川治温泉で五十里ダムがある男鹿川を合わせて南流しながら、大谷川を合わせ、さらに、さくら市及び宇都宮市を貫流して南下し、茨城県結城市で田川を合わせた後、守谷市大木で利根川に合流する、幹川流路延長177㎞、流域面積1,760㎢の河川である。

鬼怒川を含む利根川水系の流域は、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県の１都５県にまたがり、首都圏を擁する関東平野を流域とする。そのうち鬼怒川は、その流域が日光市、さくら市、宇都宮市、結城市、守谷市等にまたがり、主要な産業は、上流域では観光産業、中下流域では自動車等の工業及び農業となっており、流域の生活及び産業基盤となっている。

しかし、鬼怒川流域は古くから度々洪水に見舞われており、なかでも昭和24年８月のキティ台風では、栃木県内で死傷者49名、家屋の浸水2,215戸、家屋の倒壊、流失及び半壊を合わせて2,594戸という甚大な被害をもたらした。近年においては、溢水及び氾濫こそ発生していないものの、各所で氾濫危険水位にせまる出水が生じている。

また、鬼怒川を含む利根川流域の水利用は、かんがい用水、水道用水、工業用水等に幅広く利用されているが、気候に左右されて流況が不安定になることもあり、頻繁に渇水に見舞われている。特に、広範囲にわたり深刻な被害をもたらした平成６年の渇水をはじめ平成８年、９年及び13年と渇水が頻発し、市民生活や経済活動に大きな影響を与えた。また、鬼怒川では、渇水時に河川流量が減少し、連続した水面が確保されないなど、動植物の生息及び生育環境の保全や河川の水質保全への影響が懸念されている。

さらに、鬼怒川の右支川田川沿岸に位置する栃木県南部地域は、関東地方でも有数の水田地帯であるが、この一帯は地理的に水源が乏しく、その水源を田川の流域内の降雨や地下水に頼らざるを得ない状況にあり、毎年の田植え時期には、かんがい用水が不足し、水利用者間の取水の調整が必要となるなど営農に支障をきたしている。

加えて、首都圏では経済発展や人口集中に対応するため、水資源開発を進めてきたところであるが、首都圏で消費される水の多くを供給する利根川水系では、水を安定的に供給する安全度を他地域と比較して低い目標水準とすることで、水需要に対応している。そのため、他地域に比べると、渇水に対して不安定な状況となっている。

このような状況に対して、鬼怒川を含む利根川水系の治水対策として平成18年２月に策定された「利根川水系河川整備基本方針」（以下「河川整備基本方針」という。）において、年超過確率１／100年規模の洪水を対象に鬼怒川の基準地点石井における基本高水のピーク流量を8,800㎥／秒と定め、本件事業も含めた洪水調節施設により3,400㎥／秒を調節し、河道への配分流量を5,400㎥／秒としている。本件事業は、洪水調節施設の一つとして、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第４条第１項及び第５項の規定に基づき、平成16年10月に告示された変更後の「湯西川ダムの建設に関する基本計画」（以下「ダム基本計画」という。）により、本件事業実施地点で、計画高水流量850㎥／秒のうち810㎥／秒を調節することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業において洪水期では30,000,000㎥の容量を確保することとしている。